

2007年3月19日

## WTO 加盟 5 年を経過した中国

WTO に中国が加盟してはや 5 年経過しましたが、更にベトナムも加盟を準備するなど、グローバルな市場開放、新興国の先進国型経済社会体制への移行が進んでいます。以下では中国における企業経営の変化をご紹介します。

### 1. 税制の見直し

2006 年 12 月 22 日付けの日経新聞にて、以下のような外資優遇税制の見直しに関する記事が掲載されています。

企業所得税は現行 33%が原則であり、中央指定の経済技術開発区は 15%、地方政府指定の開発区では 24%に軽減されているが、見直し後は内外資とも、25%の税率が適用される見通しである。

設立後利益が出てから 5 年間の企業所得税を減免する「2 免 3 減」制度も見直し対象となる。また、輸出比率が 7 割以上の企業への優遇税制も撤廃となる見通しである。

従来型の外資導入政策を改め、自国産業の高度化に資する業種を優先的に導入する政策に転換する。

上記は、2001 年 12 月 WTO 加盟した際、コミットした「内外一体化」の原則が背景にあり、国内資本も外国資本も同等の条件下で公正な競争を行なうべきとの WTO 精神に沿うものであります。

すでに進出している外資に対していつからどのように適用されるか詳細は不明ですが、優遇税制を期待して進出した企業の経営にマイナスの影響は避けられないものと思われます。また、今後中国に進出を考えている企業するにとっても、再度投資候補地の見直しを迫られる可能性があります。

実際に 2006 年 1-10 月の日系企業の対中投資は前年同期比 31.6%減となる一方、中東や中央アジアなどこれまで投資先として手薄だった地域への事業展開が進んでいます。

しかし一時的にはこれまでの中国一國集中からの調整もあるでしょうが、優遇税制などのインセンティブや安い労働力に頼った投資から、優秀な人材の確保や国内市場の成長を視野に入れて、より総合的、中長期的な判断から対中国投資の健全な発展が期待されるものと思われます。

### 2. 会社法の整備

昨年日本は抜本的な商法の改正(新会社法の施行)がなされましたが、中国においても 2006 年 1 月 1 日会社法が施行され、日本の監査役にあたる監事について設置が義務付けられる

ことになりました。具体的には、外商投資企業に対する適用として 9 月 22 日付の通知で、今後設立される合弁会社・独資会社には、下記の通り監事（会）の設置が必要となりましたのでご紹介します。

監事会には最低 3 名の監事を置く。但し出資者数が少ないか小規模な有限会社には 1、2 名の監事を置くだけでよい。

監事会を設置する場合、それを構成する監事のうち 3 分の 1 以上は、従業員代表でなければならない。（監事会不設置会社は不要。）

監事の任期は 1 期 3 年、再任も可。

ちなみに、監事の役割は日本の監査役に近く、以下の権限を有することになっています。

財務監査

董事・高級管理職の業務監視・是正

罷免の要求

株主総会への意見の提出

株主代表訴訟の提起

その他定款に定める権限

なお、06 年 1 月 1 日以前に設立済の会社は、いつまでに監事会を設置する必要があるか不明ですが、本件通知を受けて工商局より設置を指導される可能性があると思われます。また指導されない場合でも、定款変更等、工商局と何らかのコンタクトをするタイミングがあれば、設置の要否を確認しておいた方がよいと思われます。

今後、監事制度の導入がスムーズに行なわれ、企業経営の透明化や決算書の精度向上が進むことを期待したいと思います。

以 上

（文筆： 三嶋章夫）